平成２３年（フ）第２７号
山口県周南市花陽２丁目１番８号
債務者　清水　絹枝
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３号
熊本県荒尾市平山早稲田973
債務者　大田　潤一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１８号
熊本県玉名市伊倉北方2266番地３一本松団地９棟２
債務者　冨田　智正
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１９号
熊本県玉名市伊倉北方10番地
債務者　島野　裕大
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１０６７号
熊本市大江１丁目11番35号　梅野アパート４号室
債務者　山中　亮介
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０６８号
熊本市大江１丁目11番35号　梅野アパート４号室
債務者　山中眞記子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１０２号
熊本市保田窪本町５番17号
債務者　深草　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１０４号
熊本市出水５丁目17番33号
債務者　白石　敏彦
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１０５号
熊本市出水５丁目17番33号
債務者　白石紀代末
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１３０号
熊本市龍田７丁目19番35号
債務者　今村ケサヱ
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１３号
熊本市龍田８丁目15番63号
債務者　井手尚一郎
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４４号
熊本市楠野町544番地11
債務者　中澤ベロニカ
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５１号
熊本市東町３丁目６番16―20号
債務者　濵岡キヨミ
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７４号
熊本市島崎２丁目36番23―204号
債務者　増田　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８３号
熊本市平田１丁目２番26号
債務者　槌田　弥生
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０３号
熊本市清水新地６丁目９番２号
債務者　田久保由香理
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１７号
熊本市龍田１丁目22番24号
債務者　野﨑美恵子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８４号
釧路市鳥取北７丁目７番６号
債務者　北口　義美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所